

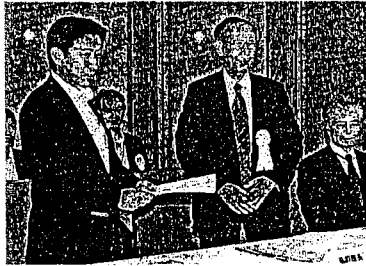
課徴金の対象行為 拡大

独禁法改正で懇談会 提言

独占禁止法の見直しを検討してきた「独禁法基本問題懇談会」（塩崎恭久委員長の私的懇談会）は二十六日、違反行為への罰則強化を提言する最終報告書を発表した。課徴金の対象を上げ、悪質行為には重くする。一方で、経済界が強く主張していた罰則制度の見直しは退けた。公正取引委員会は来年の通常開会に独禁法改正案を提出する方針だが、経済界との調整は難航しそうだ。

「主犯格」は高額に

懇談会の座長を務める塩崎宏東大名誉教授は同日の記者会見で「厳格化の方向に一步踏み出した。カルテルなどに限っているが、市場の競争を制限していない部分もまだある」と述べた。



塩崎官房長官に報告書を出した独禁法基本問題懇談会（26日、首相官邸）

課徴金とは別に、法律違反を犯した個人や企業に金銭的な負担を課する行政処分のこと。談合やカルテルに対して適用する独占禁止法上の課徴金や、金融庁が納付命令を出す証券取引法上の課徴金がある。

例えば、原価を割り込むような低価格で継続的に販売すること他社の事業活動を困難にする「不当廉売」のほかに、競争引手によって不当に価格を差別し公正な競争ができなくなる「差別対価」なども対象にする。たまた、競争の制限状況に關係なく「不当廉売」や「差別対価」の行為自体に課徴金を科すべきかどうかについては結論を避けた。

例えば、原価を割り込むような低価格で継続的に販売すること他社の事業活動を困難にする「不当廉売」のほかに、競争引手によって不当に価格を差別し公正な競争ができなくなる「差別対価」なども対象にする。たまた、競争の制限状況に關係なく「不当廉売」や「差別対価」の行為自体に課徴金を科すべきかどうかについては結論を避けた。

報告書の骨子と経団連の見解

懇談会の報告書	経団連の見解
主犯格の課徴金を引き上げ、調査協力企業の課徴金を引き下げ	おむね賛成。ただし、罰則を厳格化する企業も引き下げを
課徴金の対象を不当廉売などを理由とする「排除型私的独占」に拡大	課徴金を科すには違反行為の境界があいまい
課徴金を科す違反行為の「時効」(3年)を、欧米(5-10年)を視野に見直し	「時効」の議論は、前回(05年)改正時に済み
現在の公取委の審判制度は当面、維持	反対。訴訟手続きに委ねるべき
課徴金と刑事罰の併科は維持	法人制裁は課徴金に取替は、またかを委する制度に

報告書は公取委の審判制度について「高が求められるため当面審判制は公取委の処分に」と述べた。審判制は公取委の処分に「高が求められるため当面審判制は公取委の処分に」と述べた。

審判制は当面維持は経済界、不満募らす

課徴金を減額するよう提言した。経済界も一定の理解を示しており、法改正案に盛り込まれる可能性が高い。報告書は課徴金の加算、減算の程度については明示しておらず今後の検討課題となる。現在の課徴金の水準を引き上げるべきかどうかについては、具体的な結論は見送った。昨年一月の法改正で、大規模製造業で売上高の6%から10%に課徴金を引き上げた。0%に課徴金を引き上げたばかりで、その効果を十分に検証できていないという理由の一つだ。

E.U.は今年二月、エレベーターの価格カルテルで五社に約十六億円の制裁を命じた。日本では三月にみどり、煙草の談合で五社に約二百七十億円の課徴金納付を命じたが独禁法違反とまでは最高額。E.U.の独禁法手続は抑止力を重視している。違反企業への巨額制裁金は「見せしめ」の効果を狙っているといえる。

審判制は当面維持は経済界、不満募らす

報告書は課徴金と刑事罰を併科する現行制度についても「違反行為の抑止の観点から効果的」として、維持することが適当と明記した。これに対しての経済界の見解は分かれる。経団連は「主要先進国で併科しているのは日本だけ」として課徴金の一本化を主張。経済同友会は「刑事罰をなすのは違法行為防止には逆効果」と併科に賛意を示している。

公取委は審判制などについて「現行制度に問題はない」との立場。経済界は「課徴金を引き上げるなら、適正な手続きを確保すべきだ」（経団連の久保田政一常務理事）として、公取委の一方的な権限強化に不満を募らせている。

審判制廃止までは

審判制廃止までは